

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3087号から第3111号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の25件の答申を行いました。

答申第3087号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3088号から第3099号まででは、横浜市長が答申別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書を特定し、一部開示とした決定は、それぞれ妥当であると判断しています。

答申第3100号及び第3101号では、横浜市長が答申別表に記載の保有個人情報を特定し、開示とした決定は、それぞれ妥当であると判断しています。

答申第3102号及び第3103号では、横浜市長が答申別表に記載の保有個人情報を特定し、開示とした決定は、それぞれ妥当であると判断しています。

答申第3104号では、横浜市長が「令和2年2月10日付 開示請求書」を特定し、一部開示とした決定は、妥当であると判断しています。

答申第3105号から第3109号まででは、横浜市長が答申別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書を特定し、一部開示とした決定は、それぞれ妥当であると判断しています。

答申第3110号では、横浜市長が「請求者作成の令和5年4月17日付文書を、実施機関が広聴文書として処理されたとのことを伺った。広聴第何号か記番号の開示を求める。」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当であると判断しています。

答申第3111号では、横浜市長が「令和5年3月31日付旭高第2905号決定書へ封入漏れしたと、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。と記載の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第2979号）写しを令和5年5月11日訪問し手交受けしたが、手交するに稟議した施行文書一切」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「令和3年度小机商店街協同組合の商店街環境整備支援事業補助金交付申請における道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3087号】

- (2) 「・令和2年度旭高第1568号「令和2年11月2日付開示請求に対する非開示の決定について」・令和2年度旭高第1569号「令和2年11月2日付開示請求に対する非開示の決定について」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3088号から第3099号まで】

- (3) 「令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定につい

て」、令和4年度旭高第2394-1号施行文「一部開示決定通知書」ほかの個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3100号及び第3101号】

- (4) 「令和4年度旭高第2492号「令和5年1月19日付審査請求にかかる弁明書等の提出について(旭高第2104号～第2106号)」及び「令和4年度旭高第2493号「令和5年1月19日付審査請求にかかる弁明書等の提出について(旭高第2107号、第2108号)」に関する個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3102号及び第3103号】

- (5) 「令和2年2月10日付 開示請求書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3104号】

- (6) 「令和5年6月14日旭高第513号により行った「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について(旭高125号)」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3105号から第3109号まで】

- (7) 「令和5年6月14日旭高第518号により行った「請求者作成の令和5年4月17日付文書を、実施機関が広聴文書として処理されたとのことを伺った。広聴第何号か記番号の開示を求める。」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3110号】

- (8) 「令和5年6月14日旭高第535号により行った「令和5年3月31日付旭高第2905号決定書へ封入漏れしたと、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。と記載の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申(答申第2979号)写しを令和5年5月11日訪問し手交受けしたが、手交するに稟議した施行文書一切」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3111号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3087	令和4年1月6日	令和4年1月20日	令和4年1月30日	令和4年2月28日	個人	市長
3088	令和2年11月26日	令和2年12月14日	令和2年12月25日	令和3年2月1日	個人	市長
3089 ～ 3095	令和2年11月27日	令和2年12月14日	令和2年12月25日	令和3年2月1日	個人	市長
3096	令和4年10月26日	令和4年11月11日	令和4年12月26日	令和5年1月30日	個人	市長
3097 ～ 3099	令和4年11月25日	令和4年12月15日	令和4年12月26日	令和5年1月30日	個人	市長
3100 及び 3101	令和5年2月24日	令和5年3月16日	令和5年3月29日	令和5年4月27日	個人	市長
3102 及び 3103	令和5年3月6日	令和5年3月16日	令和5年3月29日	令和5年4月27日	個人	市長
3104	令和5年4月17日	令和5年5月9日	令和5年5月16日	令和5年6月15日	個人	市長

3105 ～ 3109	令和5年5月30日	令和5年6月14日	令和5年6月16日	令和5年7月20日	個人	市長
3110	令和5年5月30日	令和5年6月14日	令和5年6月16日	令和5年7月20日	個人	市長
3111	令和5年5月30日	令和5年6月14日	令和5年6月16日	令和5年7月20日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3087	令和3年度小机商店街協同組合の商店街環境整備支援事業補助金交付申請における道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示 不存在 （本件審査請求文書に関しては、交付申請内容が道路上や民地内に新設する構築物を対象とした申請ではなく、従来型ランプから省エネ型ランプへの交換であることから、横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付申請への道路占用許可書等については、添付を求めておらず、保有していないため。）	原処分妥当
3088 ～ 3099	答申別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。）第7条第2項第2号 ・個人の氏名、住所及び個人印の印影 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。） ・投稿原文 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）	原処分妥当
3100 及び 3101	答申別表に記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第25第1項に基づき開示 （本件各処分に係る個人情報本人開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の記載から、答申別表のとおり本件保有個人情報をそれぞれ特定し、本件各処分を行った。）	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3102 及び 3103	答申別表に記載の「保有個人情報」及び (以下「本件保有個人情報」という。)	開示 旧個人情報保護条例第25第1項に基づき開示 (本件各処分に係る個人情報本人開示請求書(以下「本件開示請求書」という。)の記載から、答申別表のとおり本件保有個人情報をそれぞれ特定し、本件各処分を行った。)	原処分妥当
3104	「令和2年2月10日付 開示請求書」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第7条第2項第1号 ・個人の氏名及び住所 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)	原処分妥当
3105 ～ 3109	答申別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 情報公開条例第7条第2項第1号 ・個人の氏名及び住所 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)	原処分妥当
3110	「請求者作成の令和5年4月17日付文書を、実施機関が広聴文書として処理されたとのことを伺った。広聴第何号か記番号の開示を求める。」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (当該開示請求に係る行政文書については、投稿された文書を処理する際に広聴番号を附番していないことから、番号がわかる文書を作成・保有していないため。)	原処分妥当
3111	「令和5年3月31日付旭高第2905号決定書へ封入漏れしたと、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。と記載の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申(答申第2979号)写しを令和5年5月11日訪問し手交受けしたが、手交するに稟議した施行文書一切」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (当該開示請求に係る行政文書については、答申を手交するための稟議を行っていないため、作成及び取得をしていないことから、文書の保有をしていないため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3087	《答申に当たっての適用条例について》 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審

答申 番号	判断の要旨
3087	<p>査請求は一部改正条例による改正前のもの（以下「旧情報公開条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《横浜市商店街環境整備支援事業補助金（以下「環境整備補助金」という。）の交付申請に係る事務について》</p> <p>環境整備補助金の交付を受けようとする商店会は、横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき商店街環境整備支援事業計画認定書の交付を受け、交付申請書に補助対象に応じて必要書類を添付して、市長に提出することとなっている（要綱第8条第1項から第4項まで）。ただし、市長は、整備内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる（要綱第8条第1項から第4項までの各ただし書）。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、令和3年10月11日付で小机商店街協同組合が行った環境整備補助金の交付申請（以下「本件交付申請」という。）に係る申請書の添付書類のうち、道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）と考えられる。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 要綱第8条第1項ただし書により添付書類が省略できるのは、次の場合である。</p> <p>「建築基準法、道路法、その他関係法令等に基づく確認書又は許可書の写し」（要綱第8条第1項第9号。道路占用許可書もこれに当たる。）については、建築基準法上の建築物を設置しない場合、公道に構造物を設置しない場合等である。</p> <p>「施設整備等に関する民事上の承諾書等の写し」（要綱第8条第1項第10号）については、施設整備が民地内で行われない場合である。</p> <p>(イ) 本件交付申請に係る事業目的は、アーケード水銀灯のLED化であり、道路上又は民地内への建築物等の新規設置を伴うものではないので、要綱第8条第1項ただし書に該当し、設置されるLED灯が要綱第3条第2項第9号の「道路法や建築基準法その他の関連法令に抵触する施設」に該当することもない。この取扱いは、令和3年度になされた他の商店会からの電灯のLED化に係る交付申請に対しても、同様である。</p> <p>なお、実施機関としては、民有地侵害の紛争、係争の有無は把握していないが、民地内への建築物等の新規設置を伴わない本件において、民事上の承諾書等の写しの提出を求める必要はない。</p> <p>(ウ) 審査請求人が主張する平成20年度のアーケード改修工事は、工事内容が撤去工事、鉄骨塗装工事、屋根工事、電気設備工事等大がかりなもので、土木事務所の許可が必要な工事が含まれていたこと、工事の場所が一部民地に入っていたと推測されること等から、道路占用許可書や民事上の承諾書の写し等の提出を求めた。</p> <p>これに対し、本件交付申請については、アーケード水銀灯をLED化するだけであり、平成20年度の工事とは事情が異なる。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《理由付記について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件処分の理由には不備又は瑕疵があり、本件処分は取り消されるべきであると主張している。</p> <p>イ 本件処分に係る非開示決定通知書においては、非開示とする根拠規定について「旧条例第10条2項」と、非開示規定を適用する理由について「請求内容の「令和3年度小机商店街協同組合の商店街環境整備支援事業補助金交付申請における道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）」に関しては、交付申請内容が道</p>

答申番号	判断の要旨
3087	<p>路上や民地内に新設する構築物を対象とした申請ではなく、従来型ランプから省エネ型ランプへの交換であることから、横浜市商店街環境整備支援事業補助金交付申請の道路占用許可書等については、添付を求めておらず、保有していないため」と記載されている。要綱上添付することになっていた道路占用許可書及び民地承諾書（施設整備等に関する民事上の承諾書）につき、要綱第8条第1項ただし書を適用して添付を省略したことを説明しておくことが、より適切であったと考えられるが、理由付記に不備があったとまでは認められない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3088 ～ 3099	<p>《答申に当たっての適用条例について》 ※ 答申第3087号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、以下の文書と認められる。</p> <p>ア 答申別表の請求番号1の審査請求文書は、令和2年度旭高第1568号及び第1569号の「令和2年11月2日付開示請求に対する非開示の決定について」の起案文書であり、起案用紙、非開示決定通知書（案）及び開示請求書で構成されている。</p> <p>イ 答申別表の請求番号2から8までの審査請求文書は、令和2年度旭高第1637号及び第1643号から第1648号までの「令和2年11月6日付開示請求に対する非開示の決定について」の起案文書であり、起案用紙、非開示決定通知書（案）、存否応答拒否条項適用報告書（案）、開示請求書及び条文の抜粋を記載した資料で構成されている。</p> <p>ウ 答申別表の請求番号9の審査請求文書は、令和元年度旭高第2977号、第2984号、第2991号、第3013号及び第3043号並びに令和2年度旭高第14号「広聴案件の処理について」の起案文書であり、起案用紙、回答案及び投稿原文で構成されている。</p> <p>エ 答申別表の請求番号10及び12の審査請求文書は、令和4年度旭高第1674号「令和4年10月26日付開示請求に対する一部開示の決定について」の起案文書であり、起案用紙、開示請求書、一部開示決定通知書（案1）、一部開示決定通知書（案2）及び対象行政文書で構成されている。</p> <p>オ 答申別表の請求番号11の審査請求文書は、令和4年11月11日付旭高第1674号－1及び旭高第1674号－2の一部開示決定通知書である。</p> <p>《対象文書の特定及び非開示事由該当性について》 本件審査請求において、審査請求人は、本件各処分において特定されていない他の文書及び本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会では、対象文書特定の妥当性及び非開示事由該当性について判断する。</p> <p>ア 対象文書特定の妥当性 開示請求書の「令和2年11月18日付第1568号、第1569号で請求者に開示された文書を、起案し経伺し決裁されたことの一連の流れが分かる決裁文書面の写しの開示。」及び「旭区高齢障害支援課の「広聴案件の処理について」の表題に関わる広聴番号不詳に関する一切の文書の開示を求める。」等の記載から、実施機関はその記載に沿って答申別表に記載のとおり本件審査請求文書を特定しており、対象文書の特定は妥当である。</p> <p>イ 開示請求書、非開示決定通知書（案）、一部開示決定通知書（案）、起案用紙、回答案及び対象行政文書のうち個人の氏名、住所及び個人印の印影の旧情報公開条例第7条第2項第2号該当性 これらの文書のうち個人の氏名、住所及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 投稿原文の旧情報公開条例第7条第2項第2号該当性等 (ア) 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公に</p>

答申 番号	判断の要旨
3088 ～ 3099	<p>することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。</p> <p>(イ) 当審査会で対象文書を見分したところ、投稿原文には、個人の氏名、住所及び個人印の印影並びに特定年月における特定個人と横浜市旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）との間での窓口対応の経過等が記載されている。</p> <p>このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(ウ) ところで、旧情報公開条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。</p> <p>本件では、投稿原文のうち、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」である個人の氏名、住所及び個人印の印影を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、旧情報公開条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3100 及び 3101	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は、新条例施行前の旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《本件審査請求の対象保有個人情報について》</p> <p>本件開示請求書の記載から、審査請求人は、令和5年1月19日付で実施機関が起案し、決裁した文書及び審査請求人が提出した開示請求書並びに令和5年2月6日付旭高第2394-1号及び第2394-2号の発出に当たって起案し、決裁した文書の開示を求めていると解される。</p> <p>《本件保有個人情報の特定について》</p> <p>本件各処分に対し、請求した一連の文書を開示するよう求めるとの審査請求人の主張を踏まえ、保有個人情報の特定の妥当性について検討する。</p> <p>本件開示請求書の「令和5年1月19日付で各文書を起案し、決裁した文書の開示を求める。との請求に対し、実施機関が請求外文書を全部開示決定と開示された。請求した開示請求書の閲覧。と令和5年2月6日付旭高第2394-1号により請求外案件を表題に謳い全部開示を謳い故意に文書開示を遅延させている処分に対し再請求。本書令和5年2月6日付旭高第2394-1号を発出するに際し、起案し裁決した稟議文書の開示。不法開示を繰り返すなら以後は、総務部人事課に請求する。」等の記載から、実施機関は保有個人情報として令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定について」に関する起案用紙、開示請求書、一部開示決定通知書（案）、対象行政文書、令和4年度旭高第2394-1号施行文「一部開示決定通知書」及び令和4年度旭高第2394-2号施行文「一部開示決定通知書」を特定しており、実施機関の本件保有個人情報の特定は、妥当である。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

答申番号	判断の要旨
3102 及び 3103	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>※ 答申第3100号及び第3101号と同旨のため省略します。</p> <p>《本件審査請求の対象保有個人情報について》</p> <p>本件開示請求書の記載から、審査請求人は、令和5年2月22日付旭高第2492号「弁明書の送付及び反論書の提出依頼について（旭高第2104号～第2106号）」及び第2493号「弁明書の送付及び反論書の提出依頼について（旭高第2107号、第2108号）」に関して作成された文書の開示請求をしていると解される。</p> <p>《本件保有個人情報の特定の妥当性について》</p> <p>本件各処分に対し、請求した一連の文書を開示するよう求めるとの審査請求人の主張を踏まえ、保有個人情報の特定の妥当性について検討する。</p> <p>本件開示請求書にある「再請求 2/22 第2492号 山中竹春市長 マニュアルのとおり、1件1葉による処理を願います。」等の記載から、実施機関は、保有個人情報として令和4年度旭高第2492号「令和5年1月19日付審査請求にかかる弁明書等の提出について（旭高第2104号～第2106号）」に関する起案用紙、弁明書案、諮問書案、審査会諮問通知書案などから成る起案文書一式及び令和4年度旭高第2493号「令和5年1月19日付審査請求にかかる弁明書等の提出について（旭高第2107号、第2108号）」に関する起案用紙、弁明書案、諮問書案、審査会諮問通知書案などから成る起案文書一式を特定しており、実施機関の保有個人情報の特定は妥当である。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3104	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和5年3月31日付旭高第2905号に係る令和2年2月10日付開示請求書と解されるところ、実施機関は特定した文書のうち個人の氏名及び住所を不開示としている。</p> <p>イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書以外の文書の開示を求めているとも解されるため、当審査会では対象文書特定の妥当性及び不開示事由該当性について判断する。</p> <p>《対象文書の特定について》</p> <p>本件処分に係る開示請求書の「令和5年3月31日付旭高第2905号に関する請求者が請求した開示請求書の開示を求める」との記載から、実施機関は令和5年3月31日付旭高第2905号の裁決に係る審査請求を特定した。そして、その審査請求の対象である非開示決定（令和2年2月25日旭高第2639号）に係る令和2年2月10日付開示請求書を対象行政文書として特定しており、実施機関の対象文書の特定は妥当である。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>実施機関が特定した文書のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>
3105 ～ 3109	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、本件各処分に係る開示請求書の記載から、令和5年5月18日付旭高第287号から第291号までの本件各処分の根拠規定を適用する理由を示す文書と解されるところ、実施機関は特定した文書のうち個人の氏名及び住所を不開示としている。</p> <p>イ 審査請求人は、開示請求書に記載した行政文書の開示を求めているため、当審査会では、対象文書特定の妥当性及び不開示事由該当性について判断する。</p> <p>《対象文書の特定について》</p>

答申 番号	判断の要旨
3105 ～ 3109	<p>本件各処分に係る開示請求書の「令和5年5月18日付旭高第287号、根拠規定を適用する理由「個人情報保護に関する法律第77条第2項に規定する、開示請求者が当該本人であることを証明するために必要な書類について提示または提出がなされなかったことから、当該保有個人情報の本人であることの確認を行うことができなかつたため」と行った保有個人情報不開示決定に対する。適用する論拠及び論拠の論証文書の開示を求める。」等の記載から、実施機関はその記載に沿って、対象文書として令和5年度旭高第287号から第291号までの「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高125号、177号、178号、179号及び181号）」の起案用紙、保有個人情報不開示決定通知書（案）、保有個人情報開示請求書から成る起案文書一式を特定しており、対象文書の特定は妥当である。</p> <p>《情報公開条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>実施機関が特定した文書のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3110	<p>《「市民の声」事業に係る事務について》</p> <p>横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理し、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づき、「市民の声」事業を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、審査請求人が提出した令和5年4月17日付文書を実施機関が広聴文書として処理した際の広聴番号が分かる文書と考えられる。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>審査請求人から提出された令和5年4月17日付文書は、市民の声事業として受け付けないものを定めた同要綱第5条のうちの第7号（市民の意見等を本市の施策等に生かすことで市民満足度の向上等に役立てるといふ要綱の目的に反するもの）に該当すると判断し、受け付けないこととしたので、広聴番号は付されていない。そのため、広聴番号が分かる文書は作成又は取得しておらず、保有していない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件処分に係る不開示決定通知書にて「別紙のとおり」と記載しておきながら別紙を封入せずに行った不開示決定は違法であると主張する。</p> <p>しかし、当審査会で確認したところ、封入が漏れていた文書は、当該不開示決定通知書の別紙であるが、実施機関は、同年6月20日付で不開示決定通知書の副本とともに審査請求人に送付しており、そのことを踏まえれば、本件処分に係る瑕疵は治癒されたものと認められる。</p> <p>イ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3111	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、実施機関が審査請求人への横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第2979号）の写しの提供に関し稟議した際の施行文書と考えられる。</p>

答申 番号	判断の要旨
3111	<p>《本件審査請求文書の不存在》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第2979号）の写しは一度審査請求人に送付しており、令和5年5月11日に審査請求人に窓口で写しを提供したことについては稟議を行っていない。そのため、本件審査請求文書は作成又は取得しておらず、保有していない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>ア 審査請求人は、本件処分に係る非開示決定通知書にて「別紙のとおり」としておきながら別紙を封入せずに行った不開示決定は違法であると主張する。</p> <p>しかし、当審査会で確認したところ、封入が漏れていた文書は、当該不開示決定通知書の別紙であるが、実施機関は、同年6月20日付で不開示決定通知書の副本とともに審査請求人に送付しており、そのことを踏まえれば、本件処分に關する瑕疵は治癒されたものと認められる。</p> <p>イ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を

いう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(第3号から第6号まで省略)

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)

(本人開示請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

(第2項省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

(第2項省略)

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正後のもの)

(行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第2号から第5号まで省略)

(開示請求に対する決定等)

第10条 (第1項省略)

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881